

『手続き』

- 浄化槽を新設する場合は、浄化槽設置届が必要です。
(建築確認申請を伴う場合は、建築確認申請書への添付となります。建築基準法に関する窓口にご相談ください。)
- 浄化槽の使用開始後、30日以内に使用開始報告書を提出してください。また、届出後、変更や廃止をしようとする時は、窓口までご相談ください。

『お願い』

○ 浄化槽管理者の3つの決まりごと！

浄化槽は、微生物の働きによって水をきれいにする施設ですので、適正に維持管理を行わないと浄化槽(微生物)の機能を十分に発揮させることはできません。

この場合、河川・湖沼には汚れた水がそのまま流れ出してしまうことになり、水質汚濁の原因となってしまいます。

このため、浄化槽管理者には、浄化槽法で定期的な保守点検と清掃の実施、また、これらが適正に行われているかを確認するため、年に1度の法定検査の受検が義務付けられています。

浄化槽管理者は、浄化槽を適正に維持管理していくために、①保守点検、②清掃、③法定検査を必ず実施してください。

○ 「単独処理浄化槽」を設置している方は、「合併処理浄化槽」へ転換しましょう！

「単独処理浄化槽」はトイレの排水だけを処理し、台所や洗濯、風呂などから流す生活雑排水は処理していません。

水環境を守ることを目的として、平成12年に浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の新設は原則として禁止され、既に設置されている単独処理浄化槽の管理者は合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされました。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えに対して、補助を行っている市町もありますので、積極的な合併処理浄化槽への転換をよろしくお願いします。